

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）

日時：令和元年10月23日（水）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
 - (1) 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業【2回目】
 - (2) 八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業【1回目】
- 3 その他

【審議資料】

- 資料1 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」
資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について
資料1-2 「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）
- 資料2 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」 第1回 部会審議質疑応答
- 資料3 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

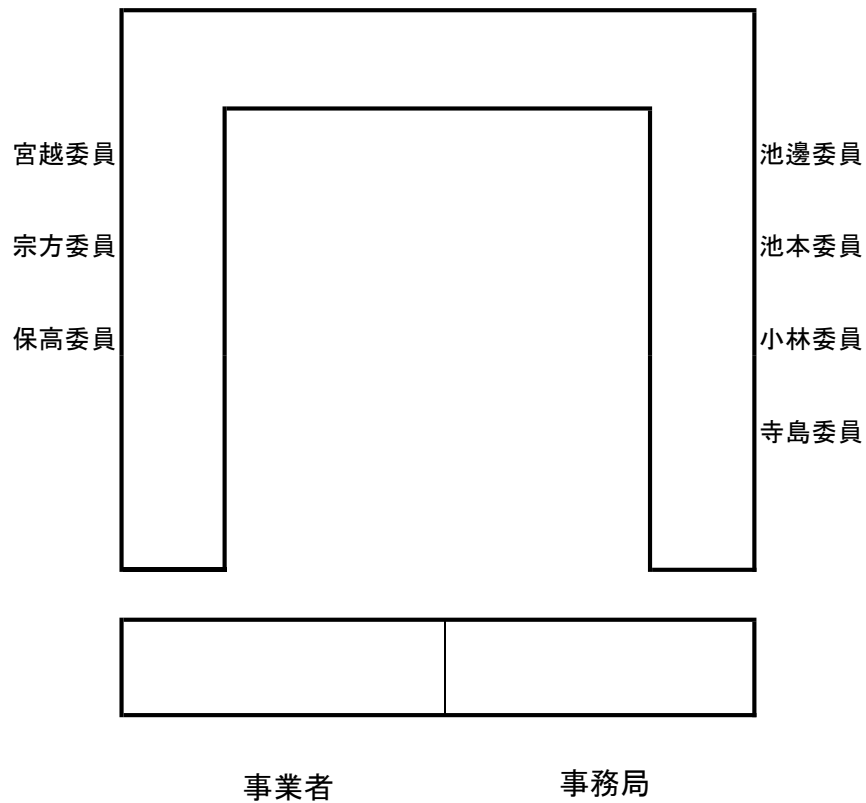
令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年10月23日（水）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

審
議
会
委
員
長

第
二
部
会
委
員
長



第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年10月23日

(事業名称) 妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 5項目 (選定した理由 P117~118)
大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物、温室効果ガス

【大気汚染、騒音・振動 共通】

- 1 本事業では、施設供用後に解体工事が行われることから、工事の施行中の大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両と関連車両の同時走行を勘案の上、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。
 - 2 本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、工事完了後の大気汚染及び騒音・振動については、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における影響を予測・評価すること。
- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 12項目 (選定しなかった理由 P119~124)
悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、風環境、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場

意見なし

- 3 都民の意見及び周知地域区長等の意見

別紙のとおり

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見書及び周知地域区長等の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	3 件
周知地域区長等からの意見	3 件
合 計	6 件

2 都民からの主な意見

(1) 環境全般

- ・ 事業計画の策定に至った経緯によると用途の制約・施設の老朽化等から、既存敷地及び既存施設において、これ以上の環境保全対策を講じることは困難となってきた。また、搬出入車両による接続道路の道路渋滞、今後の労働環境への対応等も課題となりつつあるとあるが課題の解決になるのか疑問。(アスファルトリサイクルプラントは現存する?)
- ・ 環境整備の上限値を説明しているだけで既存と今後どう変わるかの説明がない。また、既存施設解体後の既存敷地の空いたスペースについては、何の説明もない。
- ・ 選定しなかった項目 12 項目については、工事中、工事の完了後影響が及ばないと判断したことを理由にして事業者側が調査しないことは住民に対して不信感を生むものになると考えます。妙見島は以前人も住み、東京都 23 区内において、河川に自然に出来た唯一無二の島であり、区所有敷地もあり、緑地計画の網がかかっているところでもあります。労働環境改善のためにも緑地帯(公園)や避難道路を考えたらいいと思います。
- ・ 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応をお願いします。

(2) 大気

- ・ 東風・北風が吹くと粉じんがたくさん飛んできます。風向きを考慮のうえ、調査地点を増やし、調査してほしい。

(3) 騒音・振動

- ・ 土曜日の作業音で困っている。調査は土曜日も含めて行ってほしい。
- ・ 騒音、交通量の調査は四季を通して行ってほしい。
- ・ 整備計画の概要では、運転計画には、破碎処理施設 1 日 24 時間(24 時間の中で概ね 8 時間運転)とあるが、8 時~17 時以外で操業するのか。夜遅い時間や夜中に振動があると苦情があるときがあります。

(4) 水質汚濁

- ・ 工事完了後発生する排水の油水分離処理前と処理後の水質調査を行ってほしい。
- ・ 現状の工場内に存在する地下水の水質調査を行ってほしい。

(5) 大気、騒音・振動、悪臭

- ・ 現状の工場から発生している「アスファルト粉じん」、「騒音」、「悪臭（アスファルト臭）」で困っている。調査を妙見島内だけでなく、事業の実施が環境に影響を及ぼすと予想される地域（計画書 p 150）の範囲内においても、調査地点を設けて現在の状況を把握してほしい。（問題があれば改善してほしい）
- ・ 深夜時間帯も操業するようなので、24 時間連続で騒音や振動、交通量、粉じんの調査をしてほしい。
- ・ 以前から重機で石を砕く音がうるさい。粉じんも風向きにより対岸まで来て車の上に積もる。本来なら工業専用地域の仕事だと思う。

(6) その他

- ・ 妙見島に出入りするトラックにより、交通渋滞と待機するトラックの路上駐車が引き起こされている。周辺道路も含めて調査してほしい。
- ・ 交通量調査は妙見島に出入りする車両も調査してほしい。
- ・ アスベストの使用が確認された場合は、適切な飛散防止対策を講じたうえで解体工事を実施するとともに適切に処理するとあるが、地域住民に処理の仕方を説明するため現場を見せてもらいたい。また、新規施設が完成後に現地を見せてもらいたい。
- ・ 自然災害や火災などに対する対策を示してもらいたい。

3 周知地域区長等からの意見

【江戸川区長】

- (1) 調査計画書において、予測・評価項目として選定されていない項目についても、関係法令を遵守し、適切に管理されたい。また、事業の進捗により、環境に影響を及ぼすおそれが発生した場合は、評価項目として選定する等、速やかに対応されたい。
- (2) 事業場から発生する騒音・振動・悪臭・粉じん等の公害現象に対して、既存施設も含めて現況を把握し、既存敷地を含む計画地全体で、測定地点や評価項目等の見直しを検討されたい。また、工事施工中の持既存施設の稼働があると思われるので、既存施設の稼働に伴う公害現象を考慮して調査・予測・評価されたい。
- (3) 現在の道路ネットワークを考慮すると旧江戸川沿いの土手道（特別区道 A-440）から東葛西4丁目の住宅街を抜けるルート（特別区道 403-190）を使用する搬入・搬出車両が多く、事業規模拡大により通過車両の増加が懸念されるため、調査地点数の追加を検討されたい。同様に、事業規模拡大による交通渋滞が予想される妙見島へ降りる地点を加え、調査・予測・評価を実施されたい。
- (4) アスファルトプラントやリサイクルプラントには複数の臭気発生源があり、悪臭苦情

の申し立てもあることから、既存施設であっても、調査・予測・評価の対象とされたい。

- (5) 高さ 10mの遮音壁があるため、騒音及び粉じん調査地点（計画地外）ではヤードが遮音壁より高くなっており影響は広範囲にわたると考えられるため、対岸に調査地点を設けることを検討されたい。騒音に関しては、深夜時間帯の作業も予定されているので、それを踏まえて調査・予測・評価を実施されたい。
- (6) 低周波音に関して、発生源に最も近い敷地境界で調査・予測・評価を実施されたい。
- (7) リサイクルプラントは、アスファルト分の燃焼も考えられる。アスファルト分には硫黄が含まれているため、リサイクルプラントから発生する硫黄酸化物について調査・予測・評価を実施されたい。
- (8) 「地下水の汲み上げを行う工事計画はない」と記載があるが、敷地内に設置している既存井戸を今後も利用するのであれば、地盤沈下について調査・予測・評価を実施されたい。
- (9) 『大部分が「工業地帯」及び「造成地」であり、陸上生物の生息に適した環境は少ない』と明記されている（P122）が、そもそも妙見島は都市計画上「緑地」指定となっていることから、生物・生態系を創出できる環境に配慮した計画とすべきであり、調査・予測・評価を実施されたい。
- (10) 本事業にあたっては、地域住民に説明するとともに、意見・要望については適切に対応されたい。

【市川市長】

- (1) 大気汚染物質のうち、二酸化窒素について、千葉県は窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値（日平均の年間 98%値が 0.04ppm）を県下一律に設定し、運用している。このことから、選定した環境影響評価項目のうち、大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、その予測地域のうち、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」（昭和 54 年 8 月 8 日千葉県環境部長通知大第 114 号）を加えること。
- (2) 環境影響評価の実施にあたっては、本環境影響評価調査計画書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合又は知見の集積が得られた場合について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。

【浦安市長】

(1) 悪臭評価の追加

悪臭について、廃棄物処理施設としての設置であることや、当該影響範囲内の地域（当代島地域）より悪臭による苦情が発生していることから、悪臭においても予測・評価すること。

(2) 大気汚染物質の目標値の見直し

千葉県は窒素酸化物に係る施策の目標とすべき環境目標値（日平均の年間 98%値が 0.04ppm）を県下一律に設定し、運用している。このことから、選定した環境影響評価項目のうち、大気汚染に係る予測・評価小項目における二酸化窒素の評価の指標について、その予測地域のうち、千葉県の行政区域内については「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める基準のほか、「千葉県環境目標値」（昭和 54 年 8 月 8 日千葉県環境部長通知大第 114 号）を加えること。

(3) その他

環境影響評価の実施に当たっては、本環境影響評価調査計画書に則り実施することは勿論のこと、新たに疑義が生じた場合又は知見の集積が得られた場合について、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じること。

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和元年8月15日に「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通】

- 1 本事業では、施設供用後に解体工事が行われることから、工事の施行中の大気汚染及び騒音・振動については、工事用車両と関連車両の同時走行を勘案の上、適切に予測時点や予測地点等の設定を行うこと。
- 2 本事業では、更新後の処理能力の増加により関連車両の増台が見込まれることから、工事完了後の大気汚染及び騒音・振動については、現況と施設供用後の関連車両台数の比較を明らかにした上で、主な走行経路における影響を予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年8月15日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年10月23日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、景観、廃棄物、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和元年10月30日	・答申(予定)

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線
(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業」

第 1 回 部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	予測を 4 地点で行っているが、道路ができた場合、都道 145 号への渋滞など影響はどのように考えているのか？ 渋滞対策は具体的に、どのようなものになるのか？	交差点は渋滞が起きないように交通管理者と協議していく。新しくできる信号の処理や右折レーンの設置、渋滞の長さ等の検討を行う。 将来的には本計画道路の南側も図っていく予定である。また、市施工で立川 3・2・10 号、国立 3・4・8 号が整備されることにより分散が図られる。	9/20 部会にて回答済み
2	騒音・振動	騒音をなるべく低減させるための対策みたいなものが評価書案の中にどのように書かれているのか。 低減措置について事業概要で書けないのか。	工事中に予測に反映したのものとして、工事中の仮囲いであったり、工事の完成後に中央分離帯の遮音壁とか、低騒音舗装というものを採用していきたいと思っている。これまでの地元説明会の中では、きちんとパワーポイントの中に断面図で遮音壁とか低騒音舗装というものを示しながら、都民の方々には説明している。こちらの評価書の中ではそこまで記載していなかったというのが実情である。	9/20 部会にて回答済み
3	騒音・振動	影響のある範囲を騒音 100m、振動 50m として本編には敷地境界の値のみ載せているが、減衰について資料編に載っていることを本編に書かないのか。	環境局と調整する。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5	土壌汚染	自衛隊基地について汚染のおそれありとしているが、法や条例の対象外となる油汚染土壌が出たときの対応について環境省の油汚染対策ガイドに従って対応する等もう少し記載しておいた方がいかなと思う。	適切に確認しながら検討していく。	9/20 部会にて回答済み
6	土壌汚染	全体の地歴は調査しているのか？	環境確保条例 117 条の地歴調査を行い、手続きを踏んでいく。	9/20 部会にて回答済み
7	土壌汚染	コメントではあるが、地下水利用について、飲用井戸の利用状況を押さえておいた方がよい。	井戸についても対応していく。	9/20 部会にて回答済み
8	景観	事業の実施により既存の植栽等が消滅することに対する代償はどのように考えているのか。道路建設により減少する緑については、歩道植樹帯だけでなく、可能な範囲で周辺事業者と協力し緑の回復に努め、図書上も謳うべきではないか。特に市立、都立学校や自衛隊といった公の施設に対しては、事業者として積極的な植栽を働きかけ、緑の連続性を確保することはできないのか。	公共施設の中にも木を植えてもらえるよう働きかけを進めていきたい。	9/20 部会にて回答済み
9	景観	道路建設により道が広くなり歩行者の安全性が向上し、地域の主たる導線として発展することで価値が向上すると考えられる。そういった道路建設により新たに生まれる価値も評価書として示していくべきではないか。	歩道植栽帯として 5.25 m の中に十分な空間を確保していくため安全性は向上する。その旨を「整備の目的」に追記していきたい。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
10	景観	地点2の予測は現道に沿った北向きに行われているが、事業実施による改変により眺望の変化の影響が大きいのは南側のため、南向き視点で予測評価を行うことが適当である。	地点2については、西側の戸建住宅の前の狭い歩道の場所に、十分な歩道ができることを示すために作成した。事業者としては学校よりも戸建て住宅群の変化について明らかにしたいという思いがある。地点の追加予定はない。	9/20 部会にて回答済み
11	景観	地点3の予測は公園を代表的な眺望地点とし、公園内から計画道路を臨む予測評価を行っているが、当該公園は観光スポットのような場所ではないため、より典型的な道路の利用である、「歩行者利用」に焦点を当てた写真撮影をし、予測評価をするべきではないか。	歩行者利用の視点については地点2で兼ねており、地点3はあくまでも公園利用者の目線で考えている。	9/20 部会にて回答済み
12	景観	地点2の予測フォトモンタージュは自動車の運転手視点になっているが、景観評価の場合は歩行者目線での予測を行うことが望ましいため、歩道上から撮影し道を臨む予測とするべき。また、予測の際は交差点を挟んで広角の写真を撮影すると、手前にある交差点が広く、遠くが小さくなり道路沿いの景観の状況を把握することが困難になるため、撮影の際にそのようなアングル・撮影方法は避けるべきである。	地点2では中央および学校寄りに遮音壁があり、道路整備の形を示すには車道から示した方がわかりやすいと考えたことからこのような形で示している。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13	景観	<p>地点3の写真に示される遮音壁は、高さが1.5mと人の目線の高さほどあるため、見た目の影響は小さくない。遮音壁に対し緑化を行うなど、影響を低減する措置は行わないのか？</p> <p>緑化以外に色を工夫するとか、景観への影響を低減する措置は行わないのか？</p>	<p>遮音壁の緑化等の対応は、設置場所の幅員が1.5mと狭く、壁面緑化をする場合雨水が浸透するため更に幅員が必要となること、警察協議においても、過去事例で壁に這わせたツタ類が落下しオートバイ等に危険を及ぼすことから、安全上懸念があり、警察の許可が下りづらく対応は難しい。</p> <p>遮音壁の色については工夫する余地はあるかと思うが、一般的な工業製品のため、工夫できる範囲は限られている。</p> <p>奇抜な色ではなく、地域の住宅地の中でうまくマッチしたものを選んでいくことはできる。</p>	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
14	景観	アセス対象規模の道路を作る以上、「変化の程度は小さい」はではなく、予測に違和感がある。現状あるもの（緑、建築物、etc）が消滅するのは事実であるため、消滅を受け止めたうえで、「緑の回復に努める」、「周囲への協力」により長い目で見たときに影響が小さくできるという予測の結論となるのではないか。	<p>「変化の程度は小さい」と書いているが、指摘のとおりある程度時間が経過しないと整わないことは事実のため、記載については工夫をしたいと思う。</p> <p>【事業者訂正】</p> <p>「技術指針」の景観の評価方法には、『対象事業の実施が景観に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。』とされており、「変化の程度は小さい」としていることに問題はないと考える。</p> <p>以上のことから、評価の修正は行わないこととしたい。</p>	9/20 部会にて回答済み
15	廃棄物	掘削深度はどのくらいになるか？予測に反映しているのか？	道路舗装は 60~70cm、雨水、下水配管は 1m~1.5m ほど、歩道下の電線共同溝は 50cm~1m ほどになる。それぞれの深さは予測に反映している。	9/20 部会にて回答済み
16	廃棄物	1~3 工区の重なる可能性はあるのか？	資料編 P4 で書いているが、基本的には重ならないように工程を考えている。	9/20 部会にて回答済み
17	水循環	市長意見で雨水浸透についてきている。関係市と協議の上、コミュニケーションを密に実施してほしい。	歩道の部分について、透水性機能が十分図れるような材質のものを整備していきたい。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18	史跡・文化財	工事中に見つかったら教育委員会に適切に相談する担保はあるか？	計画地は、基本的に包蔵地ではないため、埋蔵文化財等はないものとして工事に入るが、ひとかけらでもでたら市の教育委員会へ相談する体制を整備する。	9/20 部会にて回答済み
19	その他	基準を満足しているからいいだろうというようなことが、よく紛糾するパターンだと思う。今の環境が悪化することへの懸念を受け止める姿勢がほしい。基準を満足するからこれでよいではコミュニケーションツールとして役に立たない。	地域の方々とうまくコミュニケーションをとりながらというのは大変重要なことだと思っているので、事業者としては適切に認識しながら進めていきたい。	9/20 部会にて回答済み
20	その他	結構な数の都民の意見や関係市長からの意見が出ているが、これらの意見を受けて今後対応することや検討いただいていることがあれば教えてほしい。	今後、評価書をまとめていく中で、これから検討していきたい。	9/20 部会にて回答済み
21	その他	大気汚染の濃度がもっと高いことがあるのではという意見もあるが、98%値の意味や将来予測の年平均などが意味することなど評価書がもう少しわかりやすければ、いろいろな誤解は解けるのではないか？	予測値について説明会でも説明はしているが、普段使っている数字ではないものが多いため、地域の方々にはご理解が難しいところがある。説明会でのときにもう少し工夫をしていきたい。	9/20 部会にて回答済み
22	その他	調査会社について調査基準の指針にのっとってやっていると言いたいのだと思うが、もう少し書いた方がいいのではないか？	調査会社については、それぞれの分析手法があり、それにのっとって行えば、どこの会社がやってもきちんとした措置ができると書いている。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
23	その他	要望によってなんらかの改善点があれば教えてほしい。	それぞれの予測の中で基準を満足しているため、基本的には改善はない。ただ、緑化についての国立市長意見に対して、緑は可能な限り道路内に配置していくということで記載している。	9/20 部会にて回答済み
24	その他	コミュニティが分断されるという懸念や公園へのアクセスなどについて、影響が予測されるが、例えば歩道橋の整備などの要望みたいなものはあるのか。	歩道橋についてはまだ要望はない。ただ、要所々々の交差する道路のところにはちゃんと横断歩道を設けていき、反対側に渡るといった形を予定している。	9/20 部会にて回答済み
25	その他	説明会の実施方法、状況を教えてほしい。	今まで平成28年と31年にそれぞれ説明会をしている。あと、今年度に現況測量の説明会も行っている。今後の説明会の予定として、国から事業認可を受ける前後で、事業説明会や用地説明会などがある。また、ほかの道路では個別相談会や、グループなどの小さな規模での公民館を使った話し合いなど、小さな打ち合わせの場も設けながら、なかなか声を出しにくい方々から意見が出せるような場はつくっている。電話はおおよそ10件ぐらい問い合わせが来ており、事務所や本庁の職員で対応している。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
26	その他	事業の目的についてちゃんと答えていないのではないか。例えば交通量が減っているのではないかとかの質問に対しては、どうもストレートに答えていないように思える。そういったことに1つ1つお答えしていくことが、一步一步、理解につながっていくのかなという気もする。	分かりました。-	9/20 部会にて回答済み

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	1 件
関係区長からの意見	2 件
合 計	3 件

2 都民からの主な意見

(1) 大気汚染、騒音・振動

- ・ 今回提出された「環境影響評価書案」では、

1) 大気汚染については、工事の施行中、[建設機械の稼動]により二酸化窒素の日平均値の最大が、環境基準値を上回る。

2) 騒音・振動については、工事の施行中[工事車両の稼動]による騒音レベルが環境基準を上回る地点がある。と、なっている。

環境基準値を上回るような、このような環境影響評価は、今まで見たことがない。

私が想像するところ、恐らく、工事工程期間を切り詰めるだけ切り詰めたための結果ではないか。つまり、あまりに工事完成を急ぐため、建設機械や工事車両の過度集中を起こす工事工程計画になっているのではないか。このことは、環境のみならず労働災害や第三者災害をも起こしやすくする原因となる。

(2) その他

- ・ 首都高日本橋地下化に伴う、再開発事業地域での首都高地下通過に係る、大気汚染や騒音・振動が明確でない現時点で、「環境影響評価書案」を提出することは、時期尚早である。首都高地下通過の案が、ほぼ固まってから（一日中通過する自動車の排気ガス処理、騒音・振動対策が明白になった時点）、「環境影響評価書案」を提出すべきである。

3 関係区長からの意見

【中央区長】

(1) 施工計画

- ・ 工事用車両の通過ルートについて、関係機関と十分協議すること。特に、小学校の近くを通過するルートについては、児童の通学時間帯を避けるなど安全にも十分配慮すること。
- ・ 計画地周辺は、同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の抑制や周辺道路における車両待機を禁止するなど、交通渋滞の防止に努めること。

(2) 大気汚染

- ・ 工事の施行中、建設機械の稼動に伴い二酸化窒素濃度が環境基準値を上回っていることから、

十分な対策を講ずること。

(3) 騒音・振動

- ・ 建設機械の稼動に伴う騒音・振動については環境基準値を下回っているものの、計画地周辺では同時期に多数の開発事業が輻輳することから、建設機械の騒音・振動の更なる低減に努めること。
- ・ 工事中における工事車両の走行に伴う騒音が環境基準値を上回っていることから、工事車両の適切な運行管理や施工の効率化等により、工事車両の集中の抑制や工事車両の全体台数を減らすなど、更なる影響の低減に努めること。

(4) 風環境

- ・ 建設後の風環境評価において、領域 B 又は領域 C へと悪化する地点があることから、防風植栽を適切に配置するなど、建築敷地内において十分な防風対策を実施すること。

(5) 景観

- ・ 地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、建築物の形態、意匠、色彩等については、周辺環境及び都市景観に配慮したものとすること。また、都の条例やマスタープラン等に適合する計画とし、都市景観との均衡のとれた個性ある美しい空間の創造に努めること。

(6) その他

- ・ 「中央区中高層建築物の建築計画の事前公開等に関する指導要綱」の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明を行うこと。
- ・ 当該事業に関する苦情・相談の窓口を常設し、苦情等に対して速やかに対応ができるようにすること。

【千代田区長】

(1) 大気汚染

- ・ 工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

(2) 騒音・振動

- ・ 工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ること。

また、工事車両の通過ルートについては、関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞および沿道への騒音の防止に努められたい。

(3) 日影、電波障害、風環境、景観

- ・ 評価書案のとおり対応されたい。